

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年4月22日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100138号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200003号

## 第1 結論

請求者のA社(平成31年2月6日以降は、B社)における平成26年12月10日の標準賞与額を20万円、平成28年7月10日の標準賞与額を30万円、平成29年7月10日の標準賞与額を29万4,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月10日、平成28年7月10日及び平成29年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月10日、平成28年7月10日及び平成29年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月  
② 平成28年7月  
③ 平成29年7月

私は、請求期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を賞与から控除されていたので、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された賞与支払明細書(以下「賞与支払明細書」という。)によると、請求者は、請求期間①、②及び③において、A社から賞与の支払を受け、賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、各請求期間の賞与支払年月日については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)及び事業主の陳述から、請求期間①は平成26年12月10日、請求期間②は平成28年7月10日、請求期間③は平成29年7月10日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③の標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万円、請求期間②は30万円、請求期間③は29万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年12月10日、平成28年7月10日及び平成29年7月10日に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年12月10日、平成28年7月10日及び平成29年7月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。